

福山港 港湾施設改良事業（鞆地区）に係る
鞆港湾施設跡東雁木測量業務委託特記仕様書

（目的）

第1条 本特記仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団（甲）が、測量業務受託者（乙）に委託する、福山港 港湾施設改良事業（鞆地区）に係る鞆港湾施設跡東雁木測量業務に関して規定したものである。

（作業基準）

第2条 本業務は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

（業務内容）

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

（1）業務名

福山港 港湾施設改良事業（鞆地区）に係る鞆港湾施設跡東雁木測量業務
（業務内容等は別紙1のとおり）

（2）業務場所

乙の作業所

（3）履行期間

契約の日から令和2年3月27日（金）まで

（業務実施計画書）

第4条 乙は、本特記仕様書に基づき、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について業務実施計画書を作成し、甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（履行期間中の資料等の保管）

第5条 本業務の実施により収集・作成された資料（写真・図面及びその他の記録物）については、本業務履行期間中は、乙の責任において適切に管理・保管しなければならない。

2 本業務の実施により作成された資料（写真・図面及びその他の記録物）については、許可なく他に利用してはならない。

（成果品）

第6条 乙は、本業務を完了したときは、別紙1に示した成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければならない。

4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第7条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

2 乙は、前条第2項の検査に最終的に合格したときに、業務委託料の支払いを請求することができる。

(本業務完了後の資料等の取扱い)

第8条 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料（成果品を含む写真・図面及びその他の記録物）の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲に帰属するものとする。

2 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料（成果品を含む写真・図面及びその他の記録物）は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第9条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。

ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第10条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

鞆港湾施設跡 東雁木測量業務内容

業務概要

- (1) 作業場所 福山市鞆町鞆
- (2) 作業範囲 別添図1のとおり
- (3) 履行期間 契約後～令和2年3月27日
- (4) 作業実施日 履行期間内で調整

(業務の内容及び方法)

本業務について次のとおりとする。

(1) 基本的な考え方

「雁木」については、石を横方向に連続して積上げた構造物という点で、城郭等の石垣と共通点が多いと認められることから、測量の精度は石垣の復旧（修理）を目的とする解体発掘調査時に作成する実測図に準じる。

【参考資料】

- ・文化庁文化財部記念物課（編集・発行）『石垣整備のてびき』平成26年
- ・文化庁文化財部記念物課（編集・発行）『発掘調査のてびき－各種遺構調査編－』平成25年
- ・岡山県教育委員会発行『特別名勝 岡山後楽園 史跡 岡山城跡－岡山後楽園史跡整備事業に伴う発掘調査』2013年

(2) 前提条件

- ア 実測作業は雁木石材除去後に行う。
- イ 対象は概算で総延長約30m（雁木上端で計測）、奥行5～7m、高さ約4mとし、全面積約200㎡（平面図・立面図）のうち、約5割の部分でコンクリート下及び雁木除去後に石材が残存しているものとする。（図化面積は想定100㎡）（別添図1）
- ウ 雁木下段部分は干潮時以外には水没する
- エ 別途業務で、基準点を別添図2のとおり設置している。
- オ 現地は港湾施設であり、漁業関係者等が船舶の係留等に使用している。

(3) 業務内容

- 1) 撮影（撮影・検査・対空標識設定等）
 - 2) 図化（数値図化・数値編集・出力等）
- ・コンクリート下及び雁木除去後に出土する石材について、個々の石材の位置・形状・積み方を客観的に示すことができる精度で測量を実施し図化する。作業効率及び既存図面との合成等の都合上、写真实測にて行うこと。
 - ・オルソデータ取得のためにドローンを使用して撮影を行う場合、撮影にあたり関係法令等に基づく許可等の手続きが必要な場合は、受注者の責任において行うこと。
 - ・計測は東雁木のトレンチ発掘調査後に行い、図化する成果は平面図、海側からの見越し立面図・断面図の3種類とし、図化縮尺は1/50とすること。
 - ・数値編集について、CADからイラストレータにデータ変換すること。
 - ・図の描線の太さは、既存の北雁木実測図（発注者から別途提供する。）にあわせるとともに、北雁木実測図とつなげた際にずれや途切れ目が生じないように、万全の注意を払うこと。

(4) 留意事項

基準点及び水準点測量は実施済のため、本業務の対象外とする。

想定外の石積または石列等が検出された場合、その実測図作成に係る費用は別途協議する。

実測図作成について現地作業終了後、速やかに校正図を提出し、埋蔵文化財調査室現地調査員により校正を受けること。修正した上で校了とされた図面は成果品として図面作成を行うこと。なお、校正回数は原則として3回とする。

整飾については、次の各号を入力する。

- a 図名及び番号
- b 発注者名及び調査会社名
- c 計測・図化の諸元
- d 公共座標値
- e 縮尺及び方位
- f バースケール
- g 測量年月日

(打合せ協議)

業務着手時及び完了時並びに業務履行中1回の間中打合せを実施することとし、費用を見込む。なお、打合せ回数に増減が生じた場合は変更契約の対象とする。

(成果品)

本業務による成果は電子納品を基本とするが、その他に次のものも納品すること。

- (1) 平面図 (マイラー図) 1/50 一式
- (2) 立面図 (マイラー図) 1/50 一式
- (3) 断面図 (マイラー図) 1/50 一式
- (4) (1)と北雁木平面図を合成した、雁木全体平面図 (マイラー図) 1/200 一式
- (5) (1)～(4)のA I (Adobe・イラストレータ) データ 一式
- (6) (1)～(4)のCADデータ 一式
- (7) (1)～(4)の出力図 各2部
- (8) 三次元データファイル 一式
(ビューワ、汎用的なパソコンソフトで開帳できるものとする)
(LandXMLに準拠した形式及びA Iデータ)
- (9) (1)及び(2)作成に際して作成したオルソ画像 一式

(成果品の権利関係)

本業務によって得られた成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可なく無断で外部に貸与、使用、公表してはならない。

(納入場所)

成果品の納入場所は、公益財団法人広島県教育事業団埋蔵文化財調査室とする。

(安全対策)

本業務現地作業中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対しては受注者がその責任を負い、一切処置を講ずるものとする。